

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 7億0,869万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 132億8,951万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	生活保護事業	919,784	667,894	12,819	0	11,996	21,497	205,578
	児童福祉事業	4,061,327	1,852,451	756,596	0	256,201	113,235	1,082,844
	高齢者福祉事業	616,774	0	177,579	0	94,328	32,649	312,218
	障害者福祉事業	1,798,902	767,616	460,303	0	27,376	51,464	492,143
	小計	7,396,787	3,287,961	1,407,297	0	389,901	218,845	2,092,783
社会保険	国民健康保険事業	614,051	62,138	209,248	0	0	32,441	310,224
	介護保険事業	2,067,706	56,747	28,373	0	810	187,618	1,794,158
	小計	2,681,757	118,885	237,621	0	810	220,059	2,104,382
保健衛生	後期高齢者医療事業	2,217,360	0	194,443	0	0	191,513	1,831,404
	医療対策事業	681,484	21,137	4,605	3,400	40,997	57,877	553,468
	疾病予防対策事業	244,556	91,409	396	0	27	14,459	138,265
	健康増進対策事業	67,569	145	4,702	0	14	5,937	56,771
	小計	3,210,969	112,691	204,146	3,400	41,038	269,786	2,579,908
合計	13,289,513	3,519,537	1,849,064	3,400	431,749	708,690	6,777,073	

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。